

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表東京都心・臨海地域の項中「都道外濠環状線、一般国道一号線」を「特別区道千第四百七十七号、一般国道一号線」に、「十五番から十七番まで及び」を「十四番及び十五番並びに」に改め、同表備考第十一号中「、東京都心・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十八 東京都心・臨海地域 令和五年五月十五日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

都市再生緊急整備地域として定められている東京都心・臨海地域の区域を拡大する等の必要があるからである。